

厚生労働大臣の定める掲示事項

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

当院は、急性期は入院患者 10 人に対し 1 人以上の回復期は入院患者 15 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。なお、病棟、時間帯などで看護職員の配置が異なります。実際の看護配置につきましては、各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください。

また、急性期は入院患者 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制 褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して患者さんに関する診療計画 策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

4. 明細書発行体制について

当院は領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

5. 施設基準について（別掲示）

- ・ 基本診療料の施設基準等に係る届出
- ・ 特掲診療料の施設基準等に係る届出
- ・ 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 5 及び 6 に掲げる手術
- ・ 医療 DX 推進体制整備加算についての掲示
- ・ 協力対象施設入所者入院加算に係る掲示
- ・ 一般名処方加算
- ・ 院内トリアージ実施料

6. 医療情報取得加算に関する掲示

当院では、診療情報を取得する体制として、オンライン資格確認システムを利用し、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

7. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しております。ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

8. 相談窓口（医療安全対策・患者サポート体制充実加算）に係る院内掲示

当院では、患者さんからのあらゆる相談に幅広く対応するための医療相談窓口を設置しています。看護師、医療ソーシャルワーカー、他医療有資格者がお話をおうかがいし、院内の各部署や院外の医療・介護関係者と連絡を取り合い、問題解決に向けて対応させていただきます。ご相談は、患者さん、ご家族等どなたでも可能です。1階相談窓口までお越し下さい。また相談されたことにより不利益を受ける事はなく、プライバシーの保護を遵守します。相談は無料です。